令和4年(ヨ) 15号関西電力株式会社・高浜原子力発電所1—4号機 運転差し止め仮処分命令申し立て事件

債権者 中嶌哲演 田内雄司 債務者 関西電力株式会社

令和5(2023)年1月30日

福井地方裁判所 御中

債権者 中嶌哲演 債権者 田内雄司

準備書面10

- ●原子力規制委員会が平成28(2016)年に、高浜1-4号機の設置変更許可処分をすでに行っていたことについて、私(中嶌)の事実誤認があったことは率直に認めます。しかし、老朽炉の1-2号機の延命を許可し、3-4号機の同時稼働を許可したことに、けっして同意している訳ではありません。先に債務者の「答弁書」に対して反論しましたが、「主張書面4」と「主張書面5」に対しても、若狭の一住民(一仏教者)として、以下に概括的な反論をいたします。
- ②債務者は、原発の「大きなリスク源」(「主張書面4」15ページ)の存在を認めつつも、私たち債権者がその「抽象的・潜在的な危険性」(「同書面」19ページ、23ページ)を、高浜原発の(私たちが想定し得る事故時の)「具体的な危険性」(同)と同一視しているのは論理的でないと指摘してやみません。まず、高浜原発4機が1年間そろって稼働した場合、その使用済み核燃料の中に、控えめに試算しても、広島型原爆3000発分の死の灰(高レベル放射性廃棄物)と長崎型原爆の材料となったプルトニウム100発分が新たに生成・蓄積される―この客観的・具体的な事実は、断じて「抽象的・潜在的な危険性」に止まらないでしょう。そのことを赤裸々に具体化・顕在化したのが、チェルノブイリ原発事故と福島第一原発事故です。しかも、内閣府の「高浜地域と美浜地域の原子力防災について」(2021年3月)によると、想定事故時の環境放射能の汚染度が平常値の10000倍(500μSv/h)に達したら、UPZ(原発から30km圏内)の住民の避難が開始されることになっています。(ちなみに、同計画によれば、平常値の10倍を超えれば、飲食物の摂取制限の検討が開始されます。)

- ❸リグビダートル(ロシア語で「後始末をする人」の意味)の 9 割以上(74 万人)が健康を損ね、2005 年までに 112000 人から 125000 人が死亡している。「原子放射線の影響に関する国連科学委員会」によれば、チェルノブイリ地域では 12000 人から 83000 人の先天性奇形を持つ子どもが生まれ、世界全体で約 30000 人から 207000 人の遺伝学的障害を持つ子どもが生まれている。第一世代に発病する障害は、全発病数のわずか 10%と考えられる [残りの 90%はそれ以降の世代で発症する]。(核戦争阻止国際医師会議ドイツ支部、2012 年、合同出版『チェルノブイリ原発事故がもたらしたこれだけの人体被害—科学的データは何を示している』より)
- ②「2013年秋のこと。娘に『お母さん、来年の春には、お母さんもお婆ちゃんになるよ!』と言われ、私は喜びました。しかし、妊娠 10週未満で、娘は中絶することになりました。10週未満では、死産の記録にも残りません。・・・娘の周りには『私も中絶した』と話す人が余りにも多かった。1年間で8人も確認した。その中の一人が、一昨年の夏に6カ月で中絶していて、その子の片足、片腕はなく、残っていた足の指は3本しかなかった。』(2016年6月、『NO NUWKES VOICE』より)この事実を福島県外で語ったKさんは、周囲からの非難に耐えられず、一時期、引きこもり状態になられたようです。

また、2015 年、ブックマン社から発刊された『終わりなき危機』の中で、自ら監修したヘレン・カルディコットさん(三児を育てた母親でもある医師、医学博士)は次のように警告していました。「原発事故による放射能汚染と放射能降下物が長期的で深刻な医学的影響をもたらすのは、放出された放射性元素が数百年から数千年にわたって食物連鎖で濃縮され続け、がんや白血病、遺伝的疾患の蔓延を引き起こすからだ。そうした兆候はすでに、鳥類や昆虫に現れている。繁殖が非常に速いこうした種は、多くの世代を通じて放射能による変異を比較的短い時間で観察出来るからだ。先駆的研究により、チェルノブイリと福島の立ち入り禁止区域で、鳥類の腫瘍、白内障、遺伝子変異、不妊、脳の萎縮が高確率で発生していることが明らかになった。動物に起こり得ることは人間にも起こる。」と。

⑤原発の過酷事故が惹起する、あまりにも広範で長期にわたる深刻な影響・被害ははかりしれません。放射能汚染、放射線被ばくは五感でとらえがたく、被害が顕在化するまでにタイムラグがあること。上記のような遺伝的影響があるため、社会的差別をおそれて当事者たちが沈黙を強いられること。原発群が例外なく、過疎・辺境の地域に押し付けられ、その電力だけを享受してきた大都市圏などの住民にその負の部分、危険性が共有されてこなかったこと。これらの要因なくして、「フクシマ」以前の無関心と「フクシマ」以後の早すぎる風化を理解し得ないのではないでしょうか。

「人格権侵害の具体的危険性」の「予防請求権」を、なぜ私たちは行使せざるをえな

いのか。万が一の大事故が起きてからでは遅いのです。近過去の「チェルノブイリ」 と「フクシマ」がそのことを教えてくれています。40数年の老朽炉の高浜 1・2 号機 が再稼動されようとしていること、事故・トラブルの絶えない 3・4 号機が稼働して いること、そのこと自体が、私たち若狭の住民にとって「急迫の危険」であり、けっ して「抽象的・潜在的な危険」なのではありません。私たちには、あれこれの基準を 満たし、安全対策が講じられていれば、安全安心が担保されるのではないのです。そ もそも数万 KW/h の電力需要しかない若狭地域に、なぜ 11 機 977 万 KW/h もの関西 電力の原発が集中化したのでしょう。債務者の火力発電所は31機1440万KWも兵庫・ 大阪・和歌山の海岸部に林立しているというのに。何人も否定できないこの客観的事 実こそ、抽象的・潜在的にして、かつ具体的な「危険性」を実証する最大の根拠では ありませんか。それ故にこそ、目先の麻薬的な巨額の交付金(このたびの美浜3号機・ 高浜 1・2 号機の再稼動と引き換えの 50 億円) などが乱舞し(私たち地元住民の子孫 に対する倫理的責任も問われていますが―)、翻っては債務者の経営陣のモラルハザ 一ドまでも招き寄せたのではありませんか。いかに「科学的・専門技術的な知見」に 基つく安全対策を示されても、債務者の「答弁書」や「主張書面」に通底するく新た な安全神話への傾斜>を観取するにつけ、上記のような根本的な疑惑を払拭できませ ん。

⑤最後に、2013 年 6 月に、福島県自然保護協会機関紙に掲載された、当時小学生だった M君の作文の一部を紹介しましょう。

「・・・今、ぼくの福島の家の庭はじょせん作業をしています。土や葉っぱや川の水にさわることさえも注意しなければなりません。『なんで福島の子どもだけが、こんな思いをしなければならないのだろう。』こう考えると、ぼくは、とても悲しい気持ちになってしまいます。この大震災では、たくさんの悲しいことがありました。地震やつ波や原発事こで、亡くなった人やけがをした人がたくさんいます。その人達のためにも、この経験をむだにしてはいけないと思います。・・・この震災はこれからもっともっとよりよい地球になるために起きたことだと信じています。だから、ぼく達は、震災の経験をむだにせず、未来に向かって、ぼく達の手でよりよい地球をつくりだしていかなければならないと思います。」

12年前から今日までの間に、これほど透徹した、しかも熱い思いを抱いた大人たちがいたでしょうか。幸い、当福井地方裁判所は、世界一の原発密集地帯にありながら、「フクシマ」以後初めて、当時の樋口英明裁判長による大飯原発運転差し止めの名判決と高浜原発停止の仮処分決定によって、国内外の人々に大いなる希望と励ましを与えました。願わくは、上杉裁判長、逆風が吹き荒れる現在ではありますが、樋口裁判長がそうであったように、再び、高浜原発(とくに今夏に予定されている 1・2 号機の運転強行前に)の停止・廃炉へ向けて、司法の良心の光を輝かせてください。合掌